

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部法改正に伴う定款規定に関する留意事項

1 対象施設、サービス事業の種類

(1) 児童福祉法に係るもの

- ・知的障害児施設、知的障害児通園施設
- ・難聴幼児通園施設
- ・肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設
- ・重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園施設

(2) 障害者自立支援法に係るもの

- ・児童デイサービス
- ・相談支援
- ・地域生活支援事業（地域活動支援センター、日中一時支援等）

2 法改正に伴う定款規定に関する留意事項

(1) 児童福祉施設の加齢児へのサービスについて

平成23年度に児童福祉法に基づく障害児施設（児童福祉施設）を設置、運営していた法人において、平成24年度以降も加齢児へのサービス提供等を行う場合は、障害者自立支援法に基づく各種サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援）の指定を受けることとなるが、指定基準の経過措置（通所施設はH27年3月末、入所施設はH30年3月末）の適用があることから、当該期限までに障害者自立支援法に基づく各サービスについての法人定款への規定を行うものとし、その間は、指定事務において、定款上に規定をしない取扱いを認める。

(2) 法改正に伴う既存事業の根拠法等の変更に伴うサービスについて

平成23年度に上記1に列記した施設、サービスを設置、運営していた法人において、一部改正法（H24年4月1日施行）施行後においても、法改正により再編された同種の施設、サービス（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援（以上、児童福祉法に基づくもの。）及び特定相談支援、一般相談支援（以上、障害者自立支援法に基づくもの。）。以下、「再編後のサービス等」という。）を継続して実施する場合は、指定事務において、法施行日（H24年4月1日）において各法人の定款上の事業に関し、再編後のサービス等が規定されていなくても差し支えないものとする。

これは、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う制度の確定が遅れたこと、事前の準備期間も十分に確保されなかったこと等からの措置であることから、各法人においては、直近の決議機関（総会、評議員会、理事会等）の開催時に、事業に関する定款変更の手続きを速やかに行うものとする。

(3) 定款記載例について

(相談支援及び障害児支援に関する規定の参考例)

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設 ○○○○【施設名】の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害児通所支援事業

児童発達支援事業 (○○○○【事業所名】)

医療型児童発達支援事業 (○○○○【事業所名】)

放課後等デイサービス事業 (○○○○【事業所名】)

保育所等訪問支援事業 (○○○○【事業所名】)

(ロ) 障害児相談支援事業 (○○○○【事業所名】)

(ハ) 障害福祉サービス事業

居宅介護事業 (○○○○【事業所名】)

・・・・・・・・・等々

(二) 一般相談支援事業 (○○○○【事業所名】)

(ホ) 特定相談支援事業 (○○○○【事業所名】)

上記、定款記載例は、社会福祉法人の定款を想定したものであるが、他の種別の法人格においても参考のうえ適切に規定すること。

(4) H24年4月1日以降に新規に指定を受ける法人について

上記1の取扱いは、一部改正法（H24年4月1日施行）施行前に現に存在する施設等に対するものであり、法施行後に新規で施設設置、又は事業開始する事業者等の場合には適用外であり、新規事業者等については、当然に、指定を受けようとする日までに法人定款に当該施設、事業の定め（登記が要件の場合は登記完了）を要するものである。